

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
<p>II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の適用の促進</p> <p>以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。</p> <p>ア 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した 20 歳、34 歳及び 44 歳到達者等に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続の実施その他の対策を着実に推進する。</p> <p>イ 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知や関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。</p> <p>なお、被保険者に対する周知に当たっては、ハローワークとの連携について十分配慮する。</p> <p>ウ 国民健康保険の保険者である市区町村との連携により、適正な届出を促進する。</p>	<p>&lt;実績&gt;</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用し把握したすべての20歳到達者（121万人）に対し、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付（55万人）し、第1号被保険者として資格取得等の手続を行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について加入手続き（完全適用）を行いました。</p> <p>また、住基ネットにより把握した34歳及び44歳到達者のうち、基礎年金番号が付番されていない方に対しても届出勧奨等を行いました。</p> <p>○転職者等に対しては、被保険者種別変更の届出を要する事由が発生したときから2か月後に届出勧奨を行い、自主的な届出を促しました。</p> <p>届出勧奨を行ってもなお届出されない場合には、第1号被保険者として種別変更などの手続を行いました。</p> <p>○「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用事業（平成21年度にモデル実施し平成23年2月から全国で実施）」への協力や市区町村向けの情報誌「かけはし」の作成・送付（平成22年7月から隔月発行）により、市区町村と連携し、適正な届出を促進しました。</p> <p>また、市区町村における端末装置の設置拡大に努めた結果、端末装置を設置している市区町村数は、前年度から47市区町村増え、平成23年3月末現在で282市区町村となりました。</p> <p>○平成22年12月15日付厚生労働省年金局通知を受け「第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱い」（いわゆる「運用3号」）を平成23年1月以降実施しましたが、同取扱いは平成23年3月8日付で廃止されました。</p>

**<自己評価（要因分析含む）>**

**評語：B**

○住基ネットを利用して把握した20歳到達者全員及び34歳及び44歳到達者のうち基礎年金番号が付番されていない方について、加入手続きを行いました。また、転職者等の被保険者種別変更の届出勤奨などの対策を確実に実施しました。

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取状況
<p><b>II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1. 適用事務に関する事項</b></p> <p><b>(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進</b></p> <p>以下の取組により、厚生年金保険等の適用を促進する。これらの取組にあたっては、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、機構全体及び各年金事務所ごとに平成22年度行動計画を策定し、当該計画に基づき、効果的・効率的な推進に努める。</p> <p>なお、行動計画の策定にあたっては、機構全体として、重点的加入指導など各種取組について、中期計画期間中のできるだけ早い時期に平成18年度の実績を回復することを念頭に、適切な目標を設定する。</p> <p><b>① 適用事業所の適用の促進</b></p> <p><b>ア 未適用事業所の確実な把握</b></p> <p>公共職業安定所や地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を活用して、未適用事業所の効率的かつ的確な把握に努める。</p>	<p><b>&lt;実績&gt;</b></p> <p>○未適用事業所の把握及び適用（加入手続き）の促進及び適用事業所の調査については、機構全体及び年金事務所ごとに行動計画を策定し、行動計画に基づく取り組みを行いました。この結果、適用に係る各種取組は、行動計画により定めたそれぞれの目標をおおむね達成し、前年度を大幅に上回る実績を上げることが出来ました。</p> <p><b>【別表 6：厚生年金保険等の適用促進に係る平成 22 年度行動計画の達成状況】</b></p> <p><b>【別表 7：厚生年金保険適用関係指標の推移】</b></p> <p>○未適用事業所の把握については、公共職業安定所及び地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を活用して、的確な把握に努めました。なお、平成 23 年 3 月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、（P）事業所となっています。（現在、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所全数の突合作業を行っており、その結果により、把握された未適用事業所数が相当程度増加する可能性があります。）</p>

<p>イ 未適用事業所への重点的加入指導及び認定による加入手続の実施</p> <p>平成 21 年度末までに外部委託による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届の提出を行わない事業所について、重点的加入指導を実施し、着実に適用へと結びつける。</p> <p>また、重点的加入指導を 3 回実施しても加入の見込みがない事業所については、立入検査を行い、必要な場合には認定による加入手続を実施する。</p> <p>なお、一連の手順について明確な判断基準を定めるとともに、適用促進対象事業所に係る取組の進捗管理について、適用促進対象事業所・事蹟管理システムによる的確な管理を実施する。</p>	<p>○加入勧奨を実施後、自主的な新規適用届の提出が行われない場合には、職員による戸別訪問や来所要請による重点的加入指導を実施するとともに、加入の見込みがない場合には立入検査を実施し、適用に結びつけるよう努めました。また、調査要領を整備し、的確な管理に努めるべくマニュアル化を図るとともに、適用促進対象事業所・事蹟管理システム（※13）については、改善に向けた検討を進め 23 年度からシステム改善を図ることとしています。</p> <p>○これらの適用促進対策を講じた結果、適用に至った事業所数は約 4,700(P)事業所と平成 21 年度の 2,567 事業所を約 2,000 (P) 事業所上回る実績となりました。</p>
<p>② 事業主からの適正な届出の促進</p> <p>ア 資格取得や賞与に係る届出漏れが多い傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者に係る適正な届出について、重点的な指導を</p>	<p>○事業主からの適正な届出の促進や、被保険者への資格得喪等通知の徹底については、事業所調査の際の指導や、保険料納入告知書送付時の文書同封などにより、全事業所に注意喚起を行っています。</p> <p>○全喪届（※14）の適正な届出については、一般監査における点検項目として必要な取組を行っています。また、資格喪失届や月額変更届の適正化については、事業所調査において必要な調査及び指導を行っています。</p>

<p>行う。</p> <p>なお、労働者派遣業や外国人就労者に関しては、都道府県労働局と緊密な連携を図るものとする。</p> <p>イ 解散や休業を理由とする全喪      受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めると事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。また、被保険者がいない現存事業所についての実態把握に努める。</p> <p>ウ 適用事業所の調査において、資格喪失届や月額変更届について、一定期間以上遡及して提出されたものの有無を点検し、遡及して提出されたものが確認された場合にあっては、関係帳簿等との照合により、届出内容の事実関係を確認する。</p> <p>エ 適用事業所の事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失、又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう指導する。</p> <p>③ 厚生年金特例法への対応      ア 厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、勤務</p>	<p>○被保険者ゼロ事業所（いわゆるE6事業所）については、全件実態調査（約13万件）を行うとともに、被保険者を確認した場合の加入手続き及び適用事業所に該当しない場合の全喪手続きを進めています。また、全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者（※15）のうち、健康保険・厚生年金保険に加入すべき者についても適用の促進に努めました。</p> <p>《用語解説》</p> <p>（※13）パソコンに適用促進対象事業所を登録し、加入勧奨・加入指導の事蹟を登録することにより、指導段階の状況を把握管理することによって効果的・効率的に加入指導を実施していくためのものです。</p> <p>（※14）厚生年金保険等の適用事業所でなくなった場合に事業主が届出をするものです。</p> <p>（※15）全国建設工事業国民健康保険組合の加入要件を満たさない無資格加入者（健康保険適用除外承認を受けない加入者）であって、同国保組合の行政処分により遡って組合員資格を喪失した方です。</p> <p>○厚生年金特例法（※16）に関しては、特例納付保険料の勧奨を行うとともに、納付勧奨に応じない事業主に対しては、事業主名又は元役員の氏名の公表を行いました。なお、平成22年度における公表件数は、451件となっています。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

先の事業主からの届出や保険料の納付がなかったため年金記録に反映されていない期間がある事案について、その期間に係る年金記録確認第三者委員会のあっせんがあった場合は、年金記録の訂正を行うとともに、厚生年金特例法に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨を実施する。

イ 事業主等が保険料の任意納付の申し出をしない場合、又は納期限までに保険料を納付しない場合は、厚生年金特例法に従い事業主名又は元役員の氏名を公表する。

《用語解説》

(※16)厚生年金特例法により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正され、年金額に反映されます。事業主は過去の保険料を納付することになりますが、納付しない場合は事業主名が公表されます。

＜自己評価（要因分析含む）＞ 評語：A

○厚生年金保険等の適用対策については、重点的加入指導、立入検査、事業所調査それぞれの実施件数目標を行動計画において設定し、取り組みの推進を図りました。

○要員の確保（有期雇用職員の採用）に時間を要したことから、各年金事務所における本格的な取り組みは年度後半からとなりましたが、重点的加入指導及び事業所調査については、行動計画の目標を達成し、前年度を大幅に上回る取り組みを行いました。

なお、立入検査は、重点的加入指導を一定回数行った後の手続であり、適用対策全体の取り組み開始時期が遅れたことの影響から、行動計画の目標を達成するには至りませんでした。前年度に比べれば2倍程度の取り組みを行っています。

○上記のような取り組みの結果、適用に至った事業所数も約4,700（P）事業所と、前年度の2,567事業所を上回る実績を挙げることができました。

○中期計画の目標である平成18年度並みの実績をあげるためには、各種取り組みを加速させる必要がありますが、年度途中から急きょ全国建設工事業国民健康保険組合の問題への対応が求められたこと、ここ数年滞留していた被保険者ゼロ事業所の対策を同時平行的に行ったこと、要員確保に時間を要したこと等を考慮すると、中期計画の実質的初年度としては、相当の成果を収めることができたものと考えています。今後、雇用保険データとの全件突合等により、未適用事業所の正確な実態把握を行った上で、未適用事業所の減少に向けた取り組みの一層の強化に努めていきます。

○なお、事業主からの適正な届出の推進や、厚生年金特例法への対応についても、所要の取り組みを行いました。

## 厚生年金保険等の適用促進に係る平成22年度行動計画の達成状況

	項 目	平成22年度行動計画 による年間目標値 (A)	実績 (B)	達成率 (B/A)	備考
1	職員による重点的加入指導	7,957 事業所	13,950 事業所	175.3 %	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度の実績(来所要請)は、1,575事業所</li> <li>・21年度の実績(戸別訪問)は、3,390事業所</li> </ul>
	内訳:(1)来所要請による重点的加入指導	3,287	2,992	91.0	
	(2)戸別訪問による重点的加入指導	4,670	10,958	234.6	
2	立入検査実施数	634 回	101 回	15.9 %	・21年度の実績は、44回
3	事業所調査件数	100,613 事業所	165,194 事業所	164.2 %	・21年度の実績は、47,402事業所

※行動計画においては、対象期間を平成22年5月から平成23年4月と設定していることから、実績数値は【別表7 厚生年金保険適用関係指標の推移】の22年度とは相違する。

## 【別表7】

## 厚生年金保険適用関係指標の推移（年度別）

指標名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新規適用事業所数	事業所	80,059	78,467	69,403	63,143	67,300
全喪事業所数	事業所	41,634	40,121	41,366	40,532	54,629
適用事業所数 （年度末現在）	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578
未適用事業所数 （年度末現在）	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	(P)
被保険者数 （資格取得分）	人	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,931,391	5,971,161
被保険者数 （資格喪失分）	人	6,448,290	6,642,565	6,998,244	6,149,588	5,808,127
被保険者数 （年度末現在）	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013
外部委託による文書・電話勧奨事業所数※	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741
外部委託による訪問加入勧奨事業所数※	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957
来所要請による重点加入指導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894
戸別訪問による重点加入指導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556
適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	(P) 4,700
上記の内、認定による加入手続事業所数	事業所	87	73	21	34	71
事業所調査事業所数	事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477

※平成18年度以前は職員による実施数と外部委託による実施数の合計



平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
<p>II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の納付率の向上</p> <p>① 国民年金の納付率の向上に向けて、機構全体及び年金事務所ごとに平成 22 年度行動計画を策定し、以下のような取組を効果的・効率的に推進する。</p> <p>なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、</p> <p>ア 平成 20 年度の最終納付率については、平成 20 年度の現年度納付率から 4～5 ポイント程度の伸び幅を確保すること。</p> <p>イ 平成 22 年度末における平成 21 年度分保険料の納付率については、平成 21 年度末から 2～3 ポイント程度の伸び幅を確保すること。</p> <p>ウ 平成 22 年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。</p> <p>エ 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保する</p>	<p>&lt;実績&gt;</p> <p>○国民年金保険料の納付率の向上に向けて、機構全体及び各年金事務所において、平成22年度行動計画を策定し、行動計画に基づき、以下の取り組みを推進しました。</p> <p>○免除等申請書の未提出者に対しては、市区町村から提供された所得情報を活用し、ダイレクトメールによる免除勧奨(280万件)を実施しました。</p> <p>○平成22年10月から全ての年金事務所において、納付督促及び免除等勧奨業務を市場化テスト(※17)受託事業者に委託して実施しました。</p> <p>市場化テストによる業務委託を実施した結果、督促業務等のコストは相当程度削減されましたが、事業実績は低迷しています。</p> <p>このため、平成22年10月から委託を開始した事業については、①戸別訪問による納付督促の重視、②事業の質を重視した事業者を選択できるような入札方式への変更、③機構と受託事業者との情報交換や連携強化等の実施要項の変更を行いました。</p> <p>また、平成21年10月から委託を開始した事業については、平成22年8月に受託事業者から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく業務改善計画を提出させ、受託事業者から2か月に1回ヒアリングを実施して改善状況をフォローアップしています。</p> <p>&lt;用語解説&gt;</p> <p>(※17)市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき実施しており、官民が対等な立場で、提供するサービスの質・価格を競い、民間業者の創意工夫やノウハウを活用する仕組みです。</p> <p>機構では、この仕組みを利用して国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収を除く納付勧奨業務等を包括的に民間委託しています。(免除等申請勧奨業務は平成21年10月開始分から実施)</p>

こと。

オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保すること。

を目標とするものとする。

② 未納者属性に応じた収納対策の推進

市区町村から提供された所得情報により、未納月数と所得からなる未納者属性の区分けを行い、当該区分に応じた取組を計画的に実施する。

③ 市場化テスト受託事業者との連携

ア 平成22年10月から全ての年金事務所において、納付督促や免除等勧奨業務を市場化テスト受託事業者に委託する。

イ 市場化テスト受託事業者と本部、ブロック本部及び年金事務所がそれぞれ連携を強化し、要求水準達成に向けた取組を実施する。

○保険料の負担能力がありながら、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては、強制徴収による厳格な対応を行いました。強制徴収の実施にあたっては、最終催告状の送付から差押えの実施などの一連の手続きにより2年以内の完結を目指した取組を進めました。

また、研修センターにおいて強制徴収担当職員（約420人）を対象に実務研修を実施するほか、ブロック本部においても経験の浅い職員（約600人）を対象に実務研修を実施しました。

なお、滞納処分の国税庁委任の仕組みに関しては、年金事務所における委任候補選定作業を進めましたが、平成22年度中に国税庁委任に至った案件はありませんでした。

【別表8：財務大臣（国税庁）への滞納処分の委任の流れ図】

○これらの取組みにより、国民年金保険料の納付率の向上に努めた結果、平成20年度分保険料の最終納付率は、平成23年3月末現在（※）で66.7%となり、平成20年度末現在の納付率62.1%から4.7ポイントの伸び幅を確保し、年度計画の目標（4～5ポイント程度の伸び幅を確保）を達成しました。

また、平成21年度分保険料の納付率は、平成23年3月末現在（※）で63.0%となり、平成21年度末現在の納付率60.0%から3.0ポイントの伸び幅を確保し、年度計画の目標（2～3ポイント程度の伸び幅を確保）を達成しました。

しかしながら、平成22年度の現年度納付率は58.7%（平成23年3月末現在（※））と、対前年同期を下回っています。

※「平成23年3月末現在」とは、平成22年4月分～23年2月分の11か月分の納付率であり、平成22年度末の納付率（平成23年4月末現在）は、平成23年7月の公表に向けて現在取りまとめ中です。

○口座振替を推進するため、資格取得時における口座振替勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールなどによる勧奨（187万件）、未適用者に対する特定業務契約職員による戸別訪問での勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより積極的な取組を実施しましたが、平成22年度における口座振替実施率は36.0%と平成21年度末の36.3%を若干下回りました。

<p>④ 強制徴収の適切な実施</p> <p>強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。</p> <p>⑤ 保険料を納めやすい環境づくり</p> <p>ア 資格取得時や翌年度保険料額の確定時期等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の周知等により、口座振替の加入促進を図る。</p> <p>イ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。</p> <p>⑥ 保険料免除制度等の利用促進</p> <p>ア 保険料免除制度、学生納付特例制度及び若年者納付猶予制度等の周知を図るとともに、当該期間についての追納勧奨を実施する。</p> <p>イ 免除等該当者に対し、簡単な記</p>	<p>○保険料を納めやすい環境づくりとして、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。コンビニエンスストアなどでの納付件数の平成22年度の合計数は、1,308万件となり、前年度の1,227万件を上回りました。</p> <p>○保険料免除制度、学生納付特例制度及び若年者納付猶予制度などの利用者に対しては、当該期間についての追納勧奨（214万件）を実施しました。</p> <p>また、免除等該当者に対し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式による申請勧奨（258万件）を実施し、申請に当たって、翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望される場合は、申請書にその旨の記載をしていただいています。</p> <p>○国民年金保険料の未納期間（現年度のみ）を有する方に対しては、納付月数及び優良納付者の増加を図るため、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を年末及び年度末に送付（191万件）し、納付督励を行いました。</p> <p>さらに、納付書送付後は、市場化テスト受託事業者と連携し、電話納付督励、戸別訪問などのフォローアップを行いました。</p> <p>○「ねんきん月間」等における年金事務所やブロック本部の取組みとして、大学等に対して学生納付特例事務法人（大学等の設置者が学生の委託を受けて、学生納付特例の申請にかかる代行事務を行う。）になっていただくための協力要請を行いました。</p> <p>○市町村に対して、所得情報の提供について協力依頼を行い、全1,750中、1,739市町村（平成22年11月現在）の市町村から提供を受けました。</p> <p>【別表9：国民年金適用収納業務に係る実績数値】</p> <p>【別表10：国民年金保険料現年度納付率の年次推移】</p> <p>【別表11：国民年金保険料最終納付率（※18）の年次推移】</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式による申請勧奨を実施する。

また、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、毎年度、申請書を提出しなくても承認を受けられる仕組みを円滑に実施する。

ウ 大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行できる仕組みにより、申請手続の簡素化を図る。

⑦ 市区町村、各種団体との連携・協力

所得情報の取得や周知等に係る協力等、市区町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。

《用語解説》

(※18)平成20年度の場合、「徴収時効が消滅する平成22年度末現在における20年度分の納付対象月数」に占める「平成20年度から22年度末までに納付された20年度分の納付月数」の割合

【別表12：国民年金保険料収納対策に係る平成22年度行動計画進捗管理表】

【別表13：国民年金保険料収納事業（市場化テスト）受託事業者の状況】

＜自己評価（要因分析含む）＞

評語：B

○国民年金保険料の納付率については、前記のとおり、行動計画に基づく事業の進捗管理、市場化テスト受託事業者との連携、強制徴収の適正な実施などに取り組んだ結果、平成23年3月末現在における平成20年度分保険料及び平成21年度分保険料の納付率については、目標を達成しました。しかしながら、平成22年度の現年度納付率は、58.7%（平成23年3月末現在）と、対前年同期を下回る結果となりました。ただし、年度当初に比べれば対前年同期比のマイナス幅は徐々に縮小しています。

○現年度納付率低下の要因としては、いわゆる優良納付者の減少、市場化テスト受託事業者の最低水準未達成のほか、東日本大震災の影響も考えられます。また、構造的な背景としては、第1号被保険者に占める非正規労働者の割合の増加などが考えられます。

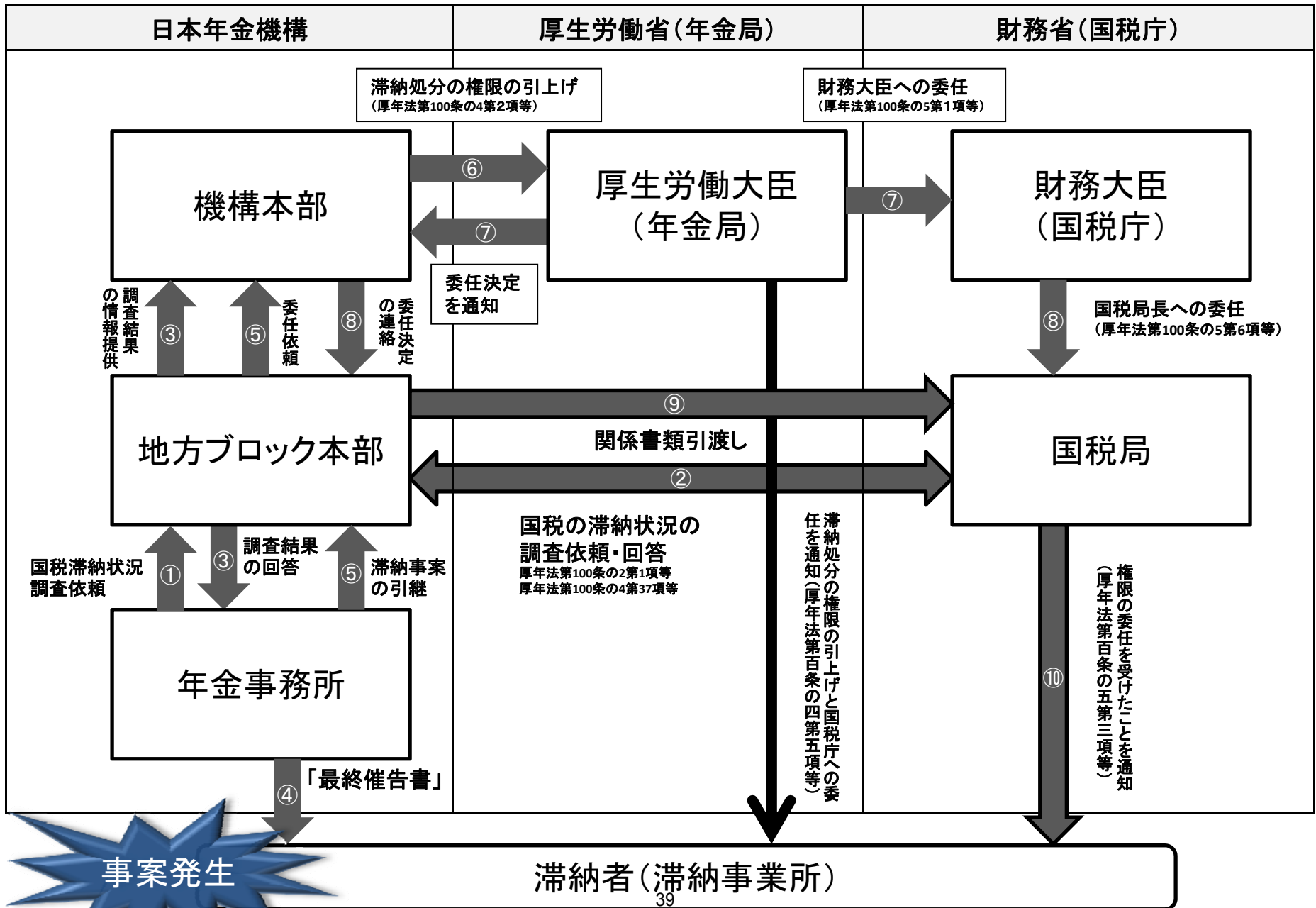
平成23年度においては、市場化テスト受託事業者との一層の連携強化、強制徴収の取組みの強化、口座振替制度、クレジットカード納付、コンビニエンスストア及びインターネットバンキングによる保険料納付を周知し、その利用促進を図ります。

○口座振替実施率は、対前年度を0.3ポイント下回りました。

○コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数は、前年度と同等以上の水準を確保し、年度計画の目標を達成しました。特に、クレジットカードによる納付件数は、大幅な伸びを示しています。

# 財務大臣(国税庁)への滞納処分の委任の流れ

【別表8】



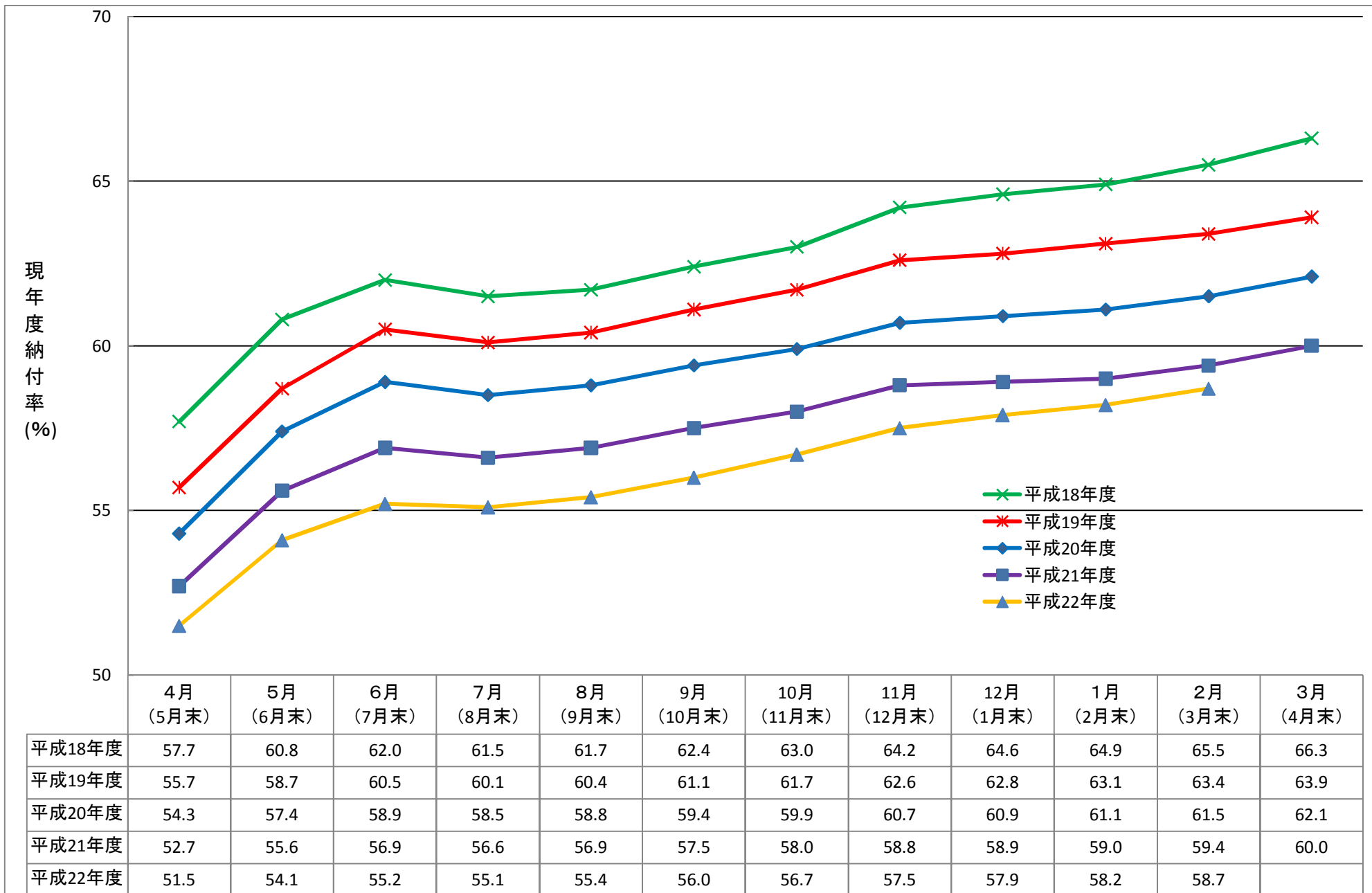
## 国民年金適用収納業務に係る実績数値(平成18年度～22年度) &lt;平成22年度は、23年3月末現在&gt;

項 目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
1	第1号被保険者数(人)	21,230,496	20,353,751	20,006,624	19,851,287	19,382,219	
2	全額免除等割合(%) (注)	25.2	25.8	26.5	27.4	29.0	
3	現年度納付率(%)	66.3	63.9	62.1	60.0	58.7	
4	口座振替実施率(%)	40.2	39.5	38.0	36.3	36.0	
5	コンビニ等納付件数(件)	7,485,491	9,054,014	10,364,900	12,271,266	13,081,562	
	内 訳	①コンビニエンスストア(平成16年2月～)	7,485,491	8,739,990	9,663,012	11,072,659	11,637,070
		②インターネットバンキング(平成16年4月～)	約24万件	312,588	377,017	420,539	410,465
		③クレジットカード(平成20年2月～)		1,436	324,871	778,068	1,034,027
6	過年度納付率(%)	(平成16年度) 68.2	(平成17年度) 72.4	(平成18年度) 70.8	(平成19年度) 68.6	(平成20年度) 66.7	
7	最終催告状発送件数(件)	310,551	40,727	16,350	17,131	24,232	
8	督促状送付件数(件)	121,113	28,485	8,160	10,061	10,583	
9	差押執行件数(件)	11,910	11,387	5,534	3,092	3,379	

注)法定免除、申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の合計

# 国民年金保険料 現年度納付率の推移(平成18~22年度)

【別表10】



(注)機構の中期計画では、「現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。」とされている。

また、平成22年度計画では、「平成22年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。」とされている。

## 国民年金保険料 最終納付率の推移 <平成23年3月末現在>

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	現年度からの 伸び幅
16年度分保険料	<b>63.6%</b>	66.3%	<b>68.2%</b>					+4.6ポイント
17年度分保険料		<b>67.1%</b>	70.7%	<b>72.4%</b>				+5.3ポイント
18年度分保険料			<b>66.3%</b>	69.0%	<b>70.8%</b>			+4.5ポイント
19年度分保険料				<b>63.9%</b>	66.7%	<b>68.6%</b>		+4.7ポイント
20年度分保険料					<b>62.1%</b>	65.0%	<b>66.7%</b>	+4.7ポイント
21年度分保険料						<b>60.0%</b>	63.0%	
22年度分保険料							<b>58.7%</b>	

(注)機構の中期計画では、「国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。」とされている。

また、平成22年度計画では、「なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、  
 ア平成20年度の最終納付率については、平成20年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること。  
 イ平成22年度末における平成21年度分保険料の納付率については、平成21年度末から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること。  
 ウ平成22年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。  
 を目標とするものとする。」とされている。



国民年金保険料収納対策に係る平成22年度行動計画進捗管理表(5月～4月ベースのうち、5月～3月に係る取組)

項 目		計画数値(件) A	実績数値(件) B	達成率 (B/A)	年間目標数値(件)	備 考	
1	年金事務所	電話勧奨件数	154,839	179,638	116.0%	156,193	
2		戸別訪問件数	903,246	1,024,384	113.4%	902,874	
3		文書勧奨件数	19,326,163	<b>19,044,609</b>	98.5%	19,328,125	文書勧奨(1,904万件)の内訳 ①催告状(独自、特別含) 548万件 ②過年度催告兼納付書 720万件 ③免除ターンアラウンド 258万件 ④口座振替勧奨 187万件 ⑤現年度未納納付書 191万件
4	市場化テスト 受託事業者	電話勧奨件数	27,719,900	22,308,707	80.5%	30,658,751	
5		戸別訪問件数	1,890,837	1,770,570	93.6%	2,188,553	
6		文書勧奨件数	7,165,247	<b>5,319,681</b>	74.2%	7,285,265	文書勧奨(532万件)の内訳 ①納付督促 511万件 ②免除勧奨 21万件

注1:平成22年10月以降、全ての年金事務所において、国民年金保険料の納付督促、免除等申請手続の勧奨及び収納業務の民間委託を実施。

注2:東日本大震災により宮城県石巻年金事務所においては、平成23年2・3月分の実績報告ができないため、石巻年金事務所のみ、5月～1月の実績値で集計。

注3:文書勧奨件数には「追納勧奨件数」(214万件)は含まれない。

注4:市場化テスト受託事業者の達成率が低いのは、①仙台市にコールセンターを設置している受託事業者があること、②東日本大震災被災地域においては3月の督促活動を中止したこと、③文書勧奨については12月に発送予定であったものを4月発送としたことによる。

## 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)受託事業者の状況

○ 国民年金保険料収納事業(市場化テスト)の開始年次別(平成21年度、平成22年度)に、平成23年3月末と平成22年3月末と比較した納付率は、平成21年度に開始した127事務所は▲1.6%であるのに対して、平成22年度に開始した185事務所では▲0.4%である。

平成23年3月末

	対象月数			納付月数			納付率		
	平成22年3月末	平成23年3月末	増減	平成22年3月末	平成23年3月末	増減	平成22年3月末	平成23年3月末	増減
継続127か所(21年10月開始)	45,464,805月	43,415,795月	▲2,049,010月	29,249,638月	27,245,343月	▲2,004,295月	64.3%	62.8%	▲1.6%
新規185か所(22年10月開始)	114,284,012月	110,694,873月	▲3,589,139月	65,684,723月	63,147,726月	▲2,536,997月	57.5%	57.0%	▲0.4%
合計	159,748,817月	154,110,668月	▲5,638,149月	94,934,361月	90,393,069月	▲4,541,292月	59.4%	58.7%	▲0.8%

注：平成21年10月に国民年金保険料収納事業(市場化テスト)を委託した事業者に対しては、平成22年7月に業務改善計画の作成を指示し、8月以降定期的にフォローしている。

平成 22 年度計画	平成 22 年度計画に対する取組状況
<p>II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進</p> <p>厚生年金保険等の保険料等の徴収対策については、機構全体及び年金事務所ごとに平成22年度行動計画を策定し、以下のような取組を効果的、効率的に推進する。</p> <p>なお、行動計画の策定に当たっては機構全体として、口座振替実施率が前年度と同等以上の水準を確保することを目標とするものとする。</p> <p>ア 口座振替の推進</p> <p>保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。</p> <p>イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分</p> <p>滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。</p>	<p>&lt;実績&gt;</p> <p>○厚生年金保険等の保険料等の徴収対策については、機構全体及び年金事務所ごとに平成22年度行動計画を策定し、行動計画に基づき、以下の取り組みを推進しました。</p> <p>○滞納事業所に対しては、早期の納付指導を行うとともに、滞納処分の手続きを的確に進めました。この結果、平成22年度の差押件数は13,707件と21年度の8,250件を大きく上回りました。しかしながら、新規滞納事業所の発生が増加したことにより、年度末の滞納事業所数は、年度当初を若干上回る結果となっています。</p> <p>なお、滞納処分の国税庁委任の仕組みについては、年金事務所における委任候補の選定や最終催告書の送付などの取り組みを行いました。平成22年度中に国税庁委任に至った案件はありませんでした。</p> <p>○年金記録問題への対応の影響で滞留していた不納欠損処理を進めました。</p> <p>○新規適用届を提出する事業所に対する口座振替の勧奨を推進するなどの取り組みの結果、平成22年度口座振替実施率81.6%（P）と、前年度の実績（81.2%）を上回りました。</p> <p>○厚生年金保険の保険料収納率（過年度分を含む。）は、●%と前年度（98.0%）を下回りましたが、東日本大震災に伴う保険料納期限の延長の影響を除いた実質的な納付率（●%）は、ほぼ前年度並の水準となっています。また、協会健保の保険料収納率についても、同様の結果となっています。</p> <p>【別表14：厚生年金保険料の収納対策に関する指標の推移】</p> <p>【別表15：滞納事業所の状況】</p>

なお、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。

**<自己評価（要因分析含む）>**

**評語：B**

○口座振替実施率は前年度を上回りました。また、保険料収納率は、滞納処分の推進などに努めた結果、東日本大震災の影響を除くと実質的に前年度と同等程度の水準を確保しました。

【別表16：主な経済指標の推移】

厚生年金保険料等の収納対策に関する指標の推移(年度別) (未定稿)

指標名		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保険料決定額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	212,612	222,672	230,627	226,932	
	協会管掌健康保険	億円	67,752	69,251	68,052	65,480	
	船員保険	億円	670	659	655	596	
保険料収納額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	209,834	219,690	226,905	222,409	
	協会管掌健康保険	億円	66,403	67,759	66,181	63,194	
	船員保険	億円	621	615	611	551	
不納欠損額③	厚生年金保険	億円	259	206	157	228	
	協会管掌健康保険	億円	122	102	80	117	
	船員保険	億円	6	3	3	4	
収納未済額 ①-②-③	厚生年金保険	億円	2,519	2,776	3,565	4,295	
	協会管掌健康保険	億円	1,227	1,390	1,791	2,169	
	船員保険	億円	43	41	41	41	
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	98.7	98.7	98.4	98.0	( )
	協会管掌健康保険	%	98.0	97.8	97.2	96.5	( )
	船員保険	%	92.6	93.3	93.3	92.4	( )
滞納事業所数		事業所	108,070	123,655	147,171	162,423	
差押え事業所数		事業所	15,613	12,879	10,483	8,250	
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.0	83.5	81.9	81.2	
	協会管掌健康保険	%	85.5	84.6	82.8	81.5	
	船員保険	%	56.4	56.1	55.6	52.1	

(注1)協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営している主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。同健康保険の保険料については、年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っています。

(注2)各年度は、翌年5月31日現在の数値を計上しています。

(注3)22年度の収納率( )書きは、23年3月告知分の納期限が延長されている被災5県を除いた収納率を計上しています。

## 滞納事業所の状況

	滞納事業所数	新規滞納事業所数	滞納解消事業所数	滞納事業所数(月末)
平成22年 4月	190,687	7,590	7,022	191,255
5月		9,044	7,549	192,750
6月		7,454	7,381	192,823
7月		7,390	7,786	192,427
8月		8,568	6,794	194,201
9月		6,459	7,163	193,497
10月		5,960	6,289	193,168
11月		8,035	5,901	195,302
12月		6,512	7,767	194,047
平成23年 1月		7,759	6,747	195,059
2月		6,613	7,240	194,432
3月		5,836	9,302	190,966
合計		87,220	86,941	190,966

(注)滞納事業所数は、延滞金のみを滞納している事業所数を含んで計上しています。

### ＜主な経済指標の年次推移＞

我が国経済は、2008（平成 20）年 9 月のリーマンショック後の経済危機を克服し、2009（平成 21）年春頃を底に持ち直し局面にある。2010（平成 22）年度の国内総生産の実質成長率は、3.1%程度と 3 年ぶりのプラス成長が見込まれ、また、国民の景気実感に近い名目成長率は、1.1%程度と見込まれる。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、昨年夏以降、先行きの不透明感が強まり、また、雇用も依然厳しい状況となっている。

	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
国内総生産（名目）	511.9 兆円 1.6%	515.9 兆円 1.0%	494.2 兆円 -4.2%	474.0 兆円 -3.7%	479.2 兆円(程度) 1.1%(程度)
国内総生産（実質）	2.3%	1.9%	-3.7%	-2.4%	3.1%(程度)
国民所得（名目）	373.2 兆円 1.8%	374.8 兆円 0.3%	351.5 兆円 -7.1%	339.2 兆円 -3.6%	345.5 兆円(程度) 1.8%(程度)
消費者物価指・変化率	0.2%	0.4%	1.1%	-1.7%	-0.6%(程度)
労働力人口	6,660 万人 0.1%	6,668 万人 0.1%	6,648 万人 -0.3%	6,608 万人 -0.6%	6,588 万人(程度) -0.3%(程度)
完全失業率	4.1%	3.8%	4.1%	5.2%	5.0%(程度)
有効求人倍率	1.06 倍	1.02 倍	0.77 倍	0.45 倍	0.56 倍

(注)：経済認識については、「平成 23 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度～新経済成長戦略実現に向けたステップ 3 へ～」(平成 23 年 1 月 24 日閣議決定)を参考に記述した。数値については、「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(内閣府 HP)、「一般職業紹介状況」(厚生労働省 HP)及び「月例経済報告主要経済指標」(内閣府 HP)より抜粋。